	(表約
郡上市森林整備計画 変更計画	
画	
岐阜県 郡上市	

郡上市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 3年 4月 1日

令和13年 3月31日 至

令和7年3月28日変更 郡上市告示第18号

岐阜県郡上市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、郡上市森林整備計画を次のように変更します。 本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。 なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

郡上市森林整備計画の一部変更

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 (略)
 - 3 (略)
- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 (略)
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
 - 第3(略)
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業 の方法
 - 第5~7 (略)
 - 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 (略)
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網に関する事項
 - 第9 その他必要な事項
 - 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- III 森林の保護に関する事項
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 (略)
 - 第2 (略)
- **W~V** (略)
- VI 付属資料
 - 1 参考資料
 - 2 別表
 - 3~5(略)
 - 6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(略)

森林面積は、市の総土地面積103,075haの約9割を占める<u>92,833</u>haとなっています。 民有林面積は<u>90,567</u>haで、うち人工林が<u>50,293</u>haを占め、人工林率は55%となっています。 民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高いです。 (略)

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

		区分	面	積	備	考
総土地面積			103, 0	75ha		
森村	林面	積		<u>92, 8</u>	33ha 森林比率:	90%
国和	有林	面積		2, 2	66ha	
民有林面積			<u>90, 5</u>	<u>67</u> ha		
	対象内民有林			<u>90, 4</u>	<u>89</u> ha	
	うち人工林面積			<u>50, 2</u>	<u>70</u> ha 民有林の人	.工林率:55%
		天然林面積		<u>37, 2</u>	<u>08</u> ha	
		その他面積		<u>3, 0</u>	<u>11</u> ha	
	対針	象外民有林		·	<u>78</u> ha	

(Ⅵ付属資料 1 参考資料 (2) 土地利用・(4) 森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

- 2 (略)
- 3 (略)
- II 森林の整備に関する事項
- 第1 (略)
- 第2 造林に関する事項
- 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた<u>特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表 II-2-1-1 のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項

- ・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。
- ・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ<u>等</u>の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。
- ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選

定について考慮するものとする。

- ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。
- ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。
- ・郡上市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は郡上市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
- ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。

人工造林の対 象樹種

人工造林の対・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

区分	針葉樹	広葉樹	備考
人工造林の対 象樹種			左記の樹種は育成に際しての推 奨種であり、その他の樹種であ っても各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば対象と する。

最深積雪深に よる造林樹種 の区分

・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。

(長良川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)

最深積雪深	樹種及び留意事項
1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹 を植栽
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然 生林施業によって森林整備を図る

(関連参考:長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)

カシナガ等被 害跡地の造林 樹種

・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を 早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。

- (2) (略)
- (3) (略)

2 天然更新に関する事項

- (1) (略)
- (2) 施業

ア (略)

イ (略)

ウ 更新の判定基準

表 II-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表 II-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合は、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

種樹高 更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上

表 II-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数 ①残存木が無い場合 ・天然更新をすべき期間(伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を終過する日まで)が満了した日までにおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha
②残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として 導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新 樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。

※残存木がある場合の計算例

<u>区分</u>	<u>対象面積</u>	<u>平均樹高</u>	<u>期待成立本数</u>	成立本数	<u>立木度</u>		
<u>残存木</u>	<u>1. 0ha</u>	<u>20.0m</u>	<u>1, 200本</u>	120本	<u>1</u>		
更新樹種	1. 0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2		
it							

工 更新調査

表Ⅱ-2-2-5により更新調査を行うこととします。

表 Ⅱ-2-2-5 更新調查方法

	表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法
更新調査の実施主体	更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を 得て実施するものとする。
更新調査対象地	更新調査対象地は以下のとおりとする。 ・「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所 ・「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所
標準地の設定	更新調査は、更新調査対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 ①残存木が無い場合 ・調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 ・標準地の数 更新対象地2ha未満:帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上:帯状標準地を8箇所以上設定。 ②残存木がある場合 ・調査区の設定 残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ・標準地の数 残存木については、更新調査対象地2ha未満:1箇所、2ha以上4ha未満:2箇所、4ha以上:3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ③群状や点状の伐採の場合 ・調査区の設定 複数の更新調査対象地内に2m×2mのプロットを設定。 ・標準地の数 更新対象地2ha未満:プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満:プロット30箇所以上、4ha以上:プロット40箇所以上設定。 ・標準地の選定 ・標準地の選定 ・標準地の選定 ・標準地の選定 ・標準地は、更新調査対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。

更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新調査対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天 然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起 算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。 なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等 に記録する。 ・更新調査対象地の面積が1ha以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計 面積が1haを超える場合はこの限りでない) ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると 判断できる場合

才(略)

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第3(略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) 水源の涵<u>(かん)</u>養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵 (かん)養機能維持増進森林)

ア (略)

イ (略)

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵 (かん) 養機能維持増進森林以外の森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境維形成機能持増進森林、保健文化機能維持増進森林等)
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) その他の必要な事項

水源の涵<u>(かん)</u>養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要のある場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

第5~7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を表Ⅱ-8-2-1のとおり設定します。

表 II-8-2-1 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)
白鳥町那留・恩地・野添・六ノ里 地内	610. 84	那留~六ノ里線	8, 220
大和町栗巣・小間見地内	<u>180</u>	小間見~栗巣線	<u>4, 908</u>
明宝小川地内	<u>504</u>	小川東線	<u>5, 200</u>

3 作業路網に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア (略)

イ基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおり。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装:m、改良:箇所、面積:ha)

					<u> </u>		ζ·111ζ (以及·固川、 <u>叫惧</u>	<u>. 11u</u> /
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区域 面積	前半5 ヵ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷~大栃線	2, 000	2, 252	0	郡上市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾~鷲見線	1, 900	<u>1, 261</u>	0	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野~石徹白線	1, 500	<u>447</u>	0	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	 二間手~水沢上線 	2, 000	2, 086	0	郡上市-10-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留~六ノ里線	4, 000	<u>384</u>	0	郡上市-14-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見~栗巣線	<u>2, 500</u>	228	0	郡上市-27-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	<u>2, 500</u>	<u>504</u>	0	郡上市-29-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	1, 000	<u>306</u>	0	郡上市-30-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	<u>洲河~厚波線</u>	2,000	<u>118</u>	<u>o</u>	郡上市-34-開 <u>設</u>	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	本宮~新宮線	<u>1, 800</u>	<u>99</u>	<u>o</u>	郡上市-36-開 <u>設</u>	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷~大栃線	1, 200	2, 252		郡上市-16-開 設	
開設	自動車道		郡上市	干田野~石徹白線	2, 000	447_		郡上市-21-開 設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手~水沢上線	2, 500	2, 086		郡上市-25-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留~六ノ里線	1, 500	<u>384</u>		郡上市-26-開 設	

開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見~栗巣線	2,000	228	郡上市-28-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	2, 700	<u>504</u>	郡上市-31-開 設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	2, 200	<u>306</u>	郡上市-32-開 設	
<u>開設</u>	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	<u>洲河~厚波線</u>	<u>2, 300</u>	<u>118</u>	郡上市-33-開 <u>設</u>	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	本宮~新宮線	<u>1, 900</u>	99	郡上市-35-開 <u>設</u>	
			前期	<u>10</u>	<u>21, 200</u>			
			後期	9	<u>18, 300</u>			
開設計				<u>19</u>	<u>39, 500</u>			
	4	1略						
拡張(改良)計		3 141		38	84			
	/4	ハmケ						
拡張(舗装)計		略		16	36, 556			

ウ (略)

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

① (略)

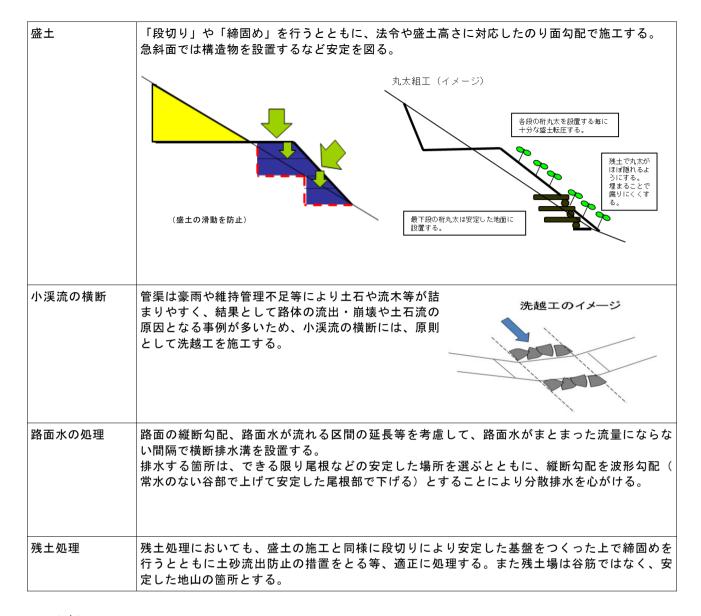
②施工上の留意事項

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努めます。

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう 必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く(1.5m程度までが望ましい)するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。



イ (略)

4 (略)

第9 その他必要な事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、郡上市森林づくり推進会議、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。 大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークを強化し、サプライチェーンの構築

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットリーク<u>を強化し、サファイチェーンの構築</u>を進め、DXの導入により先端技術やデジタルツールを活用し、流通プロセスの効率化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法

性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する 法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法 性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

4 (略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域をVI付属資料2別表3に定めます。

(2) (略)

2 (略)

第2 (略)

Ⅳ~Ⅴ (略)

VI 付属資料

1 参考資料

(1)~(3)(略)

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

単位(面積:ha)

											() [] [] [] []		
			森林総面積										
传	保有形態		対象内	対象外	計		人工林		天然林				
		合計				計	対象内	対象外	計	対象内	対象外		
	総計	92,833.13	90,488.91	77.75	89,599.61	51,856.96	50,270.06	22.99	37,742.65	37,207.87	22.62		
国有林		2,266.47	-	-	2,076.07	1,563.91	ı	-	512.16	-	-		
(うち官行造林地)		946.51	-	-	880.91	880.91	-	-	-	-	-		
	計	90,566.66	90,488.91	77.75	87,523.54	50,293.05	50,270.06	22.99	37,230.49	37,207.87	22.62		
	都道府県有材	417.53	417.53	-	393.69	295.99	295.99	-	97.70	97.70	-		
公有林	(うち県行造林地)	223.88	223.88	-	216.00	139.11	139.11	_	76.89	76.89	-		
	市町村有林	2,823.56	2,823.38	0.18	2,761.56	1,671.76	1,671.61	0.15	1,089.80	1,089.77	0.03		
	財産区有林	6,827.18	6,827.18	_	6,131.99	3,155.92	3,155.92	-	2,976.07	2,976.07	-		
私有林		80,498.39	80,420.82	77.57	78,236.30	45,169.38	45,146.54	22.84	33,066.92	33,044.33	22.59		

※国有林データのみ、R6.3.31現在の数値・・国有林面積-林野庁所管の国有林面積(中部森林管理局調べ)・林野庁所管外の国有林面積

林政課(R7.3.31現在)

②在市者 · 不在市者別私有林面積

単位(面積:ha、構成比:%)

		私有林									
市町村	ᄉᆗᄑ往	在市	. *	不在市者							
በጋመጋ ተን	合計面積	1111	J1 1 1	/\r\	計	うち県内	うち県外				
		面積	構成比	面積	構成比	面積	面積				
郡上市	80,420.82	51,100.70	(63.54)	29,320.12	(36.46)	12,904.43	16,415.69				
岐阜県	594,511.80	371,082.88	(62.42)	223,428.92	(37.58)	105,115.15	118,313.77				

[※]私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野などを含む森林。

林政課(R7.3.31現在)

③民有林の齢級別面積

単位(面積:ha)

														<u> 半194(回復: na)</u>
林種	樹種	合計 面積	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
	合計	87,477.93	-	322.74	294.78	195.54	260.53	333.92	492.11	1,381.84	2,911.94	4,493.34	6,113.86	70,677.33
	合計	50,270.06	-	320.63	293.48	129.19	190.05	318.22	467.42	1,329.56	2,726.18	4,327.49	5,849.35	34,318.49
	スギ	24,435.11	-	184.21	194.79	88.22	110.62	48.89	77.82	309.22	483.64	1,114.67	1,658.39	20,164.64
	ひのき	24,494.23	-	6.90	15.51	39.56	72.61	232.04	369.36	1,010.47	2,224.34	3,198.34	4,185.60	13,139.50
人工林	あかまつ	453.40	-	5.55	-	-	-	0.21	-	-	0.87	0.23	1.42	445.12
	からまつ くろまつ	646.07	-	94.10	66.10	-	-	-	3.87	0.06	0.21	2.93	2.32	476.48
	その他針葉樹	48.62	-	-	-	-	-	-	0.33	1.12	4.06	1.17	0.25	41.69
	その他広葉樹	192.63	-	29.87	17.08	1.41	6.82	37.08	16.04	8.69	13.06	10.15	1.37	51.06
	合計	37,207.87	-	2.11	1.30	66.35	70.48	15.70	24.69	52.28	185.76	165.85	264.51	36,358.84
	スギ	14.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.38	0.04	14.08
	ひのき	462.80	-	-	_	-	-	0.18	0.39	0.12	0.13	0.71	0.15	461.12
天然林	あかまつ	1,728.77	-	-	-	-	-	-	-	-	0.15	2.18	3.12	1,723.32
	からまつ くろまつ	8.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	7.77
	その他針葉樹	1,035.91	-	-	-	-	-	-	-	-	0.48	-	0.37	1,035.06
	その他広葉樹	33,957.60	-	2.11	1.30	66.35	70.48	15.52	24.30	52.16	185.00	162.58	260.31	33,117.49

林政課(R7.3.31現在)

4保有山林面積規模別林家数

単位(林家数:人)

市町村名	総数	不 明	1ha未満	1~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100~500ha	500ha以上
郡上市	16,199	2	7,737	5,212	1,520	976	308	225	124	70	25
岐阜県	170,503	36	98,646	47,291	11,939	7,066	2,206	1,528	960	605	226

林政課(R7.3.31現在)

[※]学校有林は、市町村有林に含める。

[※]私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野などを含む森林。

⑤ (略)

(5)~(12)(略)

2 別表

【別表1】公益的機能別施業森林等の区域

(集計表)

区 分	面積(ha)
水源の涵 <u>(かん)</u> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵 <u>(かん)</u> 養機能維持増進森林)	35, 854. 25
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	6. 43
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	227. 30
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	<u>1, 371. 95</u>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、 特に効率的な施業が可能な森林	0.00
	37, 459. 93

(巻末に添付)

【別表2】~【別表5】(略)

【別表 6 】森林配置計画における将来目標区分の区域 (集計表)

区分	面積 (ha)
木材生産林	<u>35, 939. 02</u>
環境保全林	54, 549. 89
観光景観林	21, 252. 71
生活保全林	5, 491. 02

(巻末に添付)

3~5 (略)

6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

